## 秋の交通安全県民総ぐるみ運動

9月21日(水)から30日(金)の間、秋の交通安全県民総ぐるみ運動を実施します。

また、9月30日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。一人一人が交通ルールを守り、明るい服装や反射材を身に着け、悲惨な交通事故をなくしましょう。

**●メインスローガン**

□反射材用品などの着用促進と夕暮れ時の早めのライト点灯

□横断歩道における歩行者優先の徹底と交通ルールの順守

**●運動の重点**

□子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保

□夕暮れ時と夜間の歩行者事故などの防止および飲酒運転の根絶

□自転車の交通ルール順守の徹底

問 **総務部危機対策課** ☎(22)1149

## 救急診療のお願い

医療機関の救急医療は、患者さんの重篤度(病状)や緊急度により、役割を分担しています。急病やけがのときは、まず、かかりつけ医に連絡をとりましょう。また、普段から土日や休日に受診できる医療機関を確認しておくことが大切です。

かかりつけ医や休日急患診療当番医の、一次救急医療機関で対応できる人が、休日に直接、二次救急医療施設の栗原中央病院を受診することがあります。

そのため、重症な患者が救急車を利用できなくなったり、深刻な医師不足の中、過酷な勤務で救急医療を支えている当直医師の負担もさらに大きくなるなど、救急医療を続けることが困難な状況にあります。

このような状況が続けば、重症のときや救急車を依頼しても、診療を受けられなくなってしまいます。比較的軽症の人は、早い段階で一次救急医療機関を受診するようお願いします。

問 **市民生活部健康推進課** ☎(22)0370

## 9月10日から16日は自殺予防週間

市では、不安や悩みを抱えている人をサポートするため、精神科専門医によるメンタルヘルス相談を実施しています。本人はもちろん、家族の相談にも応じます。

不安が続く、気分が沈む、物忘れがひどいなど、こころに不調を感じているときは、ぜひ相談してください。

相談は予約制です。毎月、市内の情報カレンダーに相談日を掲載していますので、居住する地区の保健推進室に申し込みください。

問 **市民生活部健康推進課** ☎(22)0370

## 9月は廃棄物不法投棄防止強化月間

不法投棄は、私たちの生活環境破壊につながる犯罪として、法律で禁止されています。違反した場合、5年以下の懲役もしくは、1千万円(法人は3億円)以下の罰金または、その両方が科せられる厳しい罰則があります。

美しい栗原の環境を子どもたちに残すため、不法投棄を「しない」、「させない」、「許さない」という意識を持ち、不法投棄を根絶しましょう。

問 **市民生活部環境課** ☎(22)3350
**各総合支所市民サービス課**

## 市長随感

栗原市長 佐藤 智

### くりでんを現役当時の姿に

くりでんミュージアムを含むくりはら田園鉄道公園は、子どもから大人まで楽しめる人気の観光スポットです。また、くりはら田園鉄道の歴史を伝承する場としても、重要な役割を担っています。

「くりでん」の愛称で親しまれ、貨物輸送で地域産業の発展に貢献し、沿線住民の通勤通学手段として、生活を支えてきたくりはら田園鉄道。90年の歴史を後世に伝え、貴重な資料や車両を保存していくことも、私の重要な仕事の一つです。

くりでんのオリジナル車両として1995年に製造された「KD95」は、細倉鉱山のカンテラを模したヘッドライトや栗の実のヘッドマークが愛らしい、レトロな雰囲気の車両です。その姿は、大正・昭和時代の風情が残る旧若柳駅の駅舎や、田園風景によく似合い、廃線から15年経った現在も、乗車会や運転体験などのイベントで活躍中です。

しかし、経年劣化により塗装が剥がれ、ひび割れが生じるなど、塗り直しが必要な状態になっています。現在、市にとって初めての試みとなるクラウドファンディングを実施し、塗装費用の寄付を募っています。「KD95」が現役当時の輝きを取り戻し、末永く愛されることを願っています。

## 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

市の情報公開条例と個人情報保護条例の規定に基づき、令和3年度の運用状況を次のとおり公表します。

**●開示請求などの処理状況**

(単位：件)

| | | 行政文書 | 個人情報 |
|---|---|---|---|
| 開示請求 | | 132 | 21 |
| 処理状況 | 全部開示 | 117 | 6 |
| | 部分開示 | 13 | 1 |
| | 非開示 | 0 | 0 |
| | 取り下げ・不存在など | 4 | 1 |
| | 情報提供(簡易開示) | 0 | 13 |
| | 合　計 | 134 | 21 |
| 訂正請求、是正申出、苦情相談 | | ― | 0 |

※開示請求1件に対し、複数の決定を行うことがあるため、開示請求件数と処理状況件数は、必ずしも一致しない場合があります。

※「簡易開示」とは、口頭による開示請求に対し、口頭により開示することをいいます。

**●審査請求の処理状況**　令和3年度の審査請求は、ありませんでした。

問 **総務部総務課** ☎(22)1122

## 特別障害者手当などの現況届を忘れずに

現在、特別障害者手当などを受給している人は、現況届の提出が必要です。現況届が提出されない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、注意してください。

また、新たに特別障害者手当や障害児福祉手当に該当すると思われる人は、問い合わせ先に相談してください。

**特別障害者手当**
20歳以上で著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の人

**障害児福祉手当**
20歳未満で重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の人

**経過的福祉手当**
現在、経過的福祉手当を受給している人

**共通事項**

**●提出期限**　9月12日(月)
※新たに申請する人は随時受け付け

**●提出先**　居住する地区の総合支所市民サービス課

問 **市民生活部社会福祉課** ☎(22)1340

## 子育て応援、母子・父子家庭、心身障害者医療費助成受給者証の更新

医療費助成について、引き続き受給資格が認められる人は自動更新となり、9月中旬以降に受給者証を郵送します。

ただし、母子・父子家庭医療費および心身障害者医療費については、所得制限により非該当となる場合もあります。

未申告など所得の確認ができない場合は、所得申告後の交付となります。

問 **市民生活部子育て支援課** ☎(22)2360
**市民生活部社会福祉課** ☎(22)1340

## 後期高齢者医療制度の負担区分追加

10月1日から、後期高齢者医療の窓口負担割合に、2割負担が追加され、1割、2割、3割の3区分となります。

そのため、今年度は保険証を2回送付します。7月に送付した1回目の有効期限は、9月30日(金)、9月に送付する2回目の有効期限は、令和5年7月31日(月)です。

10月以降に使用する、2回目の新しい保険証は、9月下旬に簡易書留で送付します。

※有効期限の切れた保険証は、ハサミを入れて破棄してください。

問 **市民生活部健康推進課** ☎(22)0370

## 令和4年就業構造基本調査

10月1日を基準とし、就業構造基本調査を実施します。

この調査は、国民の就業、不就業の状態を調査し、雇用政策、経済政策などの各種行政施策立案に必要な基礎資料を得ることや、学術研究に役立てることを目的としています。

市内では、総務省が選定した21調査区が対象となり、調査区内から無作為に抽出された315世帯の15歳以上全ての人に、調査票の記入をお願いすることになります。

対象地区の人には、9月上旬から、宮城県知事が発行した調査員証を持った調査員が各世帯を訪問し、調査について説明します。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、インターネットでの回答を勧めています。紙の調査票を郵送または、調査員に提出することも可能ですので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問 **企画部市政情報課** ☎(22)1126

## 心にきざむ文化講演会

**●日時**　10月15日(土)
午後1時30分～
※開場は午後1時

**●場所**　若柳ドリーム・パル

**●講師**　NHK大相撲解説者
元小結・舞の海
舞の海 秀平(まいのうみしゅうへい)氏

**●演題**　「小よく大を制す」

**●入場料**　無料
※入場券が必要です。9月15日(木)から各教育センターまたは、各総合支所市民サービス課、栗原文化会館、若柳ドリーム・パルで配布します。

問 **教育部社会教育課** ☎(42)3514



各総合支所の問い合わせ先　築館 ☎(22)1111　若柳 ☎(32)2121　栗駒 ☎(45)2111　高清水 ☎(58)2111　一迫 ☎(52)2111　瀬峰 ☎(38)2111　鶯沢 ☎(55)2111　金成 ☎(42)1111　志波姫 ☎(25)3111　花山 ☎(56)2111